

掲載日：2011年3月1日

# 神奈川県国民保護協議会の会議記録

様式 3

## 審議結果

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等名称	神奈川県国民保護協議会		
開催日時	平成18年2月1日(水) 10:35~11:31		
開催場所	県災害対策本部室（県庁第二分庁舎 6階）		
出席者 ※ 会長等◎ 副会長等○	◎松沢成文、(代)三宅 茂、(代)関水寛之、(代)小島良二、土屋哲郎、(代)小澤 勇、(代)池田 眞、○大木宏之、引地孝一、(代)小笠原晃、石田 稔、村山正和、(代)井上昇、米岡幸男、山口仁臣、吉田 紀、(代)高澤 靖、(代)斉藤康博、藤田 昇、山川浩之、堀 康紀、井上 進、(代)井上国雄、(代)吉田哲彦、嶋村尚美、高梨成子、廣井 脩  ※ (代) は代理出席者		
次回開催予定日	未定		
問い合わせ先	所属名、担当者名	災害消防課、仙田	
	電話番号	045-210-3444	
	メールアドレス	<a href="mailto:saigaitaisaku.0311@pref.kanagawa.jp">saigaitaisaku.0311@pref.kanagawa.jp</a>	
下欄に掲載するもの	・ 議事録全文	要約した理由	
審議経過	<p>司会（酒井安全防災局副局長） 私、本日の司会を務めます安全防災局副局長の酒井でございます。よろしくお申し上げます。開会に先立ちまして、委員の皆様にお諮りしたいことがございます。本協議会は、公開で行うこととしておりますので、本日もそのようにさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>司会（酒井安全防災局副局長） それでは公開とさせていただきます。開会に先立ちましてご報告申し上げます。本協議会は、神奈川県国民保護協議会条例の規定により、会議の開催には過半数の委員の出席が必要とされておりますが、本日は全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、本日初めて本協議会にご出席いただいております委員の方を、ご紹介させていただきます。お手元に資料1として国民保護協議会の名簿がございますので、ご参照ください。東京大学の廣井脩委員でございます。</p> <p>また、前回の協議会から現在までの間に、委員の交代がございましたので、新しく委員になられた方をご紹介させていただきます。芦刈委員に代わりまして、関東管区警察局長の内山田邦夫委員でございます。本日は、三宅課長に代理でご出席いただいております。伊藤委員に代わりまして、神奈川県警察本部の井上美昭委員でございます。本日は、小笠原課長に代理でご出席いただいております。木下委員に代わりまして、中日本高速道路株式会社横浜支社長の吉川良一委員でございます。本日は、斉藤調査役に代理でご出席いただいております。皆様、よろしくお願いたします。</p> <p>資料2をご覧ください。神奈川県国民保護協議会運営要綱についてご報告申し上げます。昨年、県の附属機関の取扱いが変更され、代理出席の取扱いについて明確にすることとされました。本協議会におきましては、昨年3月28日に開催された第1回協議会で、代理出席の取扱いについて、すでに決定していただいておりますので、このたび、この要綱として整理させていただきますので、ご報告いたします。</p> <p>ただ今から、神奈川県国民保護協議会を開会いたします。開会に当たり、神奈川県国民保護協議会会長の松沢知事からごあいさつ申し上げます。</p> <p>会長 神奈川県知事の松沢成文でございます。</p> <p>本日は、たいへんお忙しい中、また足元の悪い中、神奈川県国民保護協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、日ごろから、安全防災行政をはじめ、県政全般にわたり、ひとかたならぬお力添えをいただいております。この場をお借りいたしまして、改めて厚くお礼申し上げます。さて、近年の国際情勢であります。冷戦終結後10年以上が経過し、世界的な規模の武力紛争が発生する可能性は遠のいたと言われる一方で、宗教や民族上の問題などに起因する対立が、表面化、先鋭化するといった問題が生じていると言われております。また、世界各地でテロが発生するなど、新たな脅威への対応も差し迫った課題となっております。このような中、本県におきましては、昨年3月から、委員の皆様のご意見を伺い、また関係機関のご協力を</p>		

得て、国民保護計画の作成に取り組んでまいりました。計画作成に当たりましては、万が一、武力攻撃事態が発生した場合に、円滑かつ的確に県民を保護するための措置を行えるよう、実効性のある計画の作成、また本県の地域特性への配慮などに、特に留意してきたところであります。

本日は、神奈川県国民保護計画案につきまして、ご審議をお願いすることとなっております。県民の安全・安心の確保は、県政の最重要課題でございます。どうか、委員の皆様、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきまして、県民の安全・安心を守るため、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

司会（酒井安全防災局副局長）

ありがとうございました。報道機関の方は、撮影はここまでとさせていただきますので、よろしく願います。

この会議の議長は、条例によりまして、協議会の会長が議長となるとされておりますので、会長に議長をお願いいたします。

会長

それでは、私がこの会議の進行役を務めさせていただきます。次第の2にあります神奈川県国民保護計画案についてを議題にしたいと思います。事務局から資料に基づきまして、説明をいたします。

事務局（清水安全防災局応急対策担当課長）

おはようございます。安全防災局清水でございます。着席して説明をさせていただきますと思います。

それでは資料3をご覧くださいと思います。神奈川県国民保護計画作成の流れでございます。今までの経過をご説明いたします。平成17年3月28日の第1回の国民保護協議会におきまして、計画の作成体制等についてご審議いただき、8月19日の第2回の協議会におきまして、計画素案の案をご審議いただき、いただいたご意見を踏まえまして、昨年9月に計画素案をとりまとめたところでございます。裏面をご覧くださいと思います。一番上、10月でございますが、計画素案に対しまして、県民の皆様への意見公募を実施するとともに、本日ご出席の委員の所属する機関をはじめとする関係機関の皆様方に意見照会を実施いたしました。実施結果につきましては、のちほど、資料4でご説明させていただきますが、意見公募等の結果を踏まえまして、昨年12月に県国民保護計画案をとりまとめたところでございます。作成した計画案につきましては、神奈川県国民保護協議会幹事に報告し、ご審議いただきました。また、12月に開催されました県議会の常任委員会、特別委員会にも計画案を報告したところでございます。その後、計画案につきましては、内閣総理大臣協議に先立つ事前協議を国と行い、所要の修正を行い、1月26日に、知事から協議会会長に対して、計画案を諮問させていただいたところでございます。今後の流れでございますが、協議会からご答申をいただいた後に、知事から内閣総理大臣への協議を行います。内閣総理大臣との協議が整いますと、閣議決定されることとなっております。その後、県議会への報告等を行ってまいります。この資料の右上に細かい点線で四角に囲んだ部分がございます。こちらをご覧ください。昨年10月18日に神奈川県バス協会を、12月22日にテレビ神奈川を指定地方公共機関に指定いたしました。また、10月28日に、国の各省庁の国民保護計画が閣議決定されておりますことをご報告いたします。こちらにつきましては、資料6及び資料7に記載がございますので、後ほどご覧くださいと思います。なお、資料に記載はございませんが、指定地方公共機関として指定することにつきまして、このたび社団法人神奈川県看護協会の同意が得られましたので、今月上旬に指定する予定でございます。これにより本県の指定地方公共機関は合計21法人となります。

次に資料4をご覧くださいと思います。神奈川県国民保護計画案に対する意見募集結果でございます。1は、県民への意見公募でございます。昨年10月に意見募集を行い、計166件の意見が提出されました。(3)意見の概要でございますが、一番上の県計画作成の前提となる考え方に関する意見、これは計画の中身に対するものではなく、国民保護法制に対する意見や県が計画を作成することについての意見でございます。これが61件。次の欄でございますが計画全体に対する意見が59件、計画に記述された個別の内容に関する意見が42件となっております。2は、関係機関等への意見照会でございます。(2)にございまして、59件の意見が提出されました。(3)意見の概要でございますが、計画に記述された個別の内容に関する意見が56件となっております。3は、意見に対する対応状況でございます。この表は、1の県民からの意見、2の関係機関等からの意見、これらを併せて記載してございます。表にございまして、計画に反映したものが22件、記述において配慮したものが36件、計画の実施に当たり配慮するものが42件、反映できなかったものが66件となっております。

資料4-2をご覧くださいと思います。意見募集で提出された主な意見と意見に対する考え方でございます。1は、意見募集結果を踏まえまして、計画に反映したものの、または記述において配慮した主なものについて記載しております。第1編総論の一番上の欄の意見の概要でございますが、戦争ではなく、平和外交により国民保護を実現すべきであるとの意見が提出されました。これにつきましては、一番右の欄にございまして、平素の外交努力が重要ですが、それにもかかわらず、事態が発生した場合に、国民の生命、身体等を保護することが県の使命でございます。この趣旨をより明確にするために、計画にその旨を追記いたしました。2ページをお開き願います。第3編の一番上の欄の意見の概要でございますが、住民にパニックが起こらないよう、十分な情報提供が必要であるとの意見が提出されました。これにつきましては、一番右の欄にございまして、混乱状態の発生を防ぐために、県民の皆様に対して、正確な情報を適時適切に提供することを計画に追記

いたしました。一番下の欄をご覧ください。意見の概要でございますが海上避難が可能となるよう、計画に記載して欲しいとの意見が提出されました。これにつきましては、海上輸送も避難の手段として使用可能な表現に計画を変更いたしました。3ページをお開き願います。2その他の(1)計画の実施に当たり配慮するものでございます。一番上の欄の意見の概要でございますが、人口の多い本県では、県民の避難は無理ではないかとの意見が提出されました。これにつきましては、今後、関係機関と調整しながら、円滑な避難の方法等を検討してまいります。4ページをお開き願います。上から2番目の意見の概要でございますが県民に対する強制措置に対する不服申立て等の具体的規定がないとの意見が提出されました。これにつきましては、国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する体制を整備し、今後、具体的な手順を整理してまいります。一番下の欄の意見の概要でございますが、国民保護について、啓発を積極的に行う必要があるとの意見が提出されました。これにつきましては、関係機関と連携して、さまざまな機会をとらえて啓発に努めてまいります。5ページをお開き願います。(2)の反映できなかったものでございます。一番上の欄の意見の概要でございますが、ジュネーブ条約に基づく無防備地域宣言を盛り込むこととの意見が提出されました。これにつきましては、無防備地区の宣言を行うか否かは国が判断するものですので、反映いたしませんでした。(3)既に記述または実施しているものでございます。一番上の欄の意見の概要でございますが、本県には多くの米軍基地があるので、十分に配慮して欲しいとの意見が提出されました。これにつきましては、計画に記載しておりますとおり、平素から関係機関と連携し、在日米軍や自衛隊の施設の周辺地域における国民保護措置の円滑な実施に配慮してまいります。

次に、資料5をご覧くださいと思います。1月26日に知事から協議会会長に諮問させていただきました神奈川県国民保護計画案でございます。記載の内容につきましては、先ほどご説明いたしました意見募集結果、また国との事前協議などを踏まえまして、作成したものでございます。

また、資料の後ろに「資料編の目次」をお示ししております。現時点において、掲載できるものは少ないので、資料そのものはお示ししておりませんが、今後計画に基づき、体制等を整えてまいりますので、目次に記載の資料が整い次第、掲載してまいりたいと考えております。以上で事務局からの説明を終わります。

会長

事務局からの説明は以上でございます。ただ今の説明につきまして、皆さまからご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。どんなことでも結構でございますのでよろしく願いいたします。

井上国雄委員代理

N T T 東日本の神奈川支店井上と申します。今回、国民保護法ということですが、従来から地域防災計画の中で、大災害等が発生した場合に、家族あるいはその身寄りの方々の安否を確認するために、その通信手段として、N T T の災害用伝言ダイヤル1771を運用しているところでございます。当然、災害が発生したときには、県民あるいは住民の方は、小学校、中学校の体育館などの避難場所に避難されるということでございますので、N T T では、各行政さんと協力して、現在、災害の際の特設公衆電話を体育館などに設置をしているところでございます。継続的な電話の設置工事ということでいま進んでおります。

今回の国民保護法においても、テロや武力攻撃があった場合に、同じような形で捉えられるのかなと思ってます。実態として、神奈川県下の避難所等における特設公衆電話の設置状況を踏まえますと、ちょっと温度差がありまして、国民保護法における武力攻撃やテロが発生した時に、即設置をせよということへの協力はN T T としては当然あるべきことなのですが、一度に全面的にカバーするのは相当大変になってくるのかなと考えます。したがって、ことが起きない前に、計画的な方向でそれらの施設に対応して行政さんの電話配管工事等の計画的な推進と、それに対応したN T T の電話配線工事を行うということが、これから事前に対処していかねばならない部分かなと考えています。内容的には、通常の大規模地震と同じような扱いになるのではと考えておりますので、ご意見として提示しておきたいと思っております。以上です。

会長

ありがとうございます。いまは意見ということでよろしいですか。

井上国雄委員代理

(はい)

会長

ありがとうございます。他にありましたらお願いします。

米岡委員

今日で、国民保護計画が固まって、近く完成すると受け止めておりますが、これが出来上がりますと、いよいよ来年度は市町村がこの計画を立てることになります。市町村の計画は、県の計画に基づいて作成されるわけでございますが、県との連携あるいは今日お集まりの皆さん、各団体の地域における皆様との協議というかが協力をいただかないと、県との整合性、あるいは実効性のある計画の作成が各市町村でできないと思っております。したがって、今日お集まりの皆さん方のそれぞれの地域での協力を特にお願いを申し上げます。ありがとうございますので、よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございます。他にございましたらお願いいたします。

(発言なし)

会長

よろしいでしょうか。

(なしの声)

会長

ありがとうございました。それでは、最後に、専門的な見地から、高梨委員と廣井委員から、ぜひとも今回の計画案について、大所高所から総括的なご講評をいただきたいと思えます。まず高梨委員からお願いできますでしょうか。

高梨委員

防災&情報研究所の高梨です。先回の委員会の時にお話しましたが、この計画自体に、皆さん距離感があるのではないかとということです。資料4-2のところでご説明がありましたが、普通は計画に入れられないようなくだりだと思うのですが、前段に、このような文章を入れていただいたということで非常に安心しました。ありがとうございます。あともう一点は、どうしても皆さん距離があるような感じがすると思うので、できるだけ、こういう事態が起きる可能性もあるということを周知していただくことと併せて、国民保護法以外の場面、例えば、大規模事故等を想定したものであるとかなり皆さん具体的にイメージが湧くようでして、外部から来た人の避難とか、個人安否の確認とか、搬送の話とかいろいろ出てくるので、大規模事故等と関連づけて展開して、具体的に個々の計画レベルでの対策を煮詰めていくことが必要だと思います。他県で図上演習などしてみると、こういう事態が起きたということを受け入れにくいようでして、安否情報を例えば病院に警察が取りに行くという話となると、そういう情報をなぜ警察官に出さなければいけないのだといったような話が具体的に出て来ます。要するに大規模事故といった状況に陥ったときに、普段とは違う対応が出てくるということを皆さん理解できない。一般の方々だけでなく、関係機関の方でも、そういう状況だということを考えると、事故などの他の場面でも活用できるようなことを考えていけば、この辺りの対策が推進できるのではないかと思います。以上です。

会長

ありがとうございました。それでは、廣井委員お願いいたします。

廣井委員

私、最後の会議しか出席できませんで、誠に申し訳ないと思っております。私、国民保護法、国民保護計画については、消防庁とかあるいはいくつかの県と一緒に関わっておりまして、そういう中で気が付いたことをこれから2、3申し上げたいと思います。まず、全体なのですけれども、国民保護計画の一番重要なことは、地域特性への配慮だと。特に神奈川県は、在日米軍、自衛隊、石油コンビナートと武力攻撃事態が起こりやすいような環境の一つあると。もう一つは、片や東京という大都市を一方に抱えておいて、神奈川県の中にも横浜というような巨大都市があるということで、一旦異常事態が起こると、かなり混乱が予想される、あるいは自治体の職員に相当負荷がかかるということで、相当重要な施策として考えなければいけないということだと思います。この計画の基本方針の中に、高齢者障害者等への配慮というのがあるのは大変いいことだと思います。ただ、文言は、通常は高齢者障害者その他でもいいのかもしれませんが、要介護者、一人暮らしの高齢者、心身障害者等という表現をすることが多いので、そちらの方が広い見方もかもしれませんので、そういう風にお変えにならなければいいかなと思います。1つ気になるのが、4ページの基本方針の中で、国民の協力というのがありますが、先ほども高梨さんの方から話がありましたが、JR西日本の福知山線の事故の時に、日本スピンドルという会社が救出救援に大活躍をしたわけです。おそらく、国民保護法あるいは国民保護計画が作動する事態になりますと、一般の事業所の協力が大変重要である。特に避難をするときに、ビルへの避難というのが相当考えられますので、一般事業所のビルの中に国民が避難をするということが当然考えられますが、この国民の協力の中には、消防団、自主防災組織、ボランティアとありますが、一般事業所というのが入っていません。一般事業所は入れておいた方がいいかなと。これは、全体を眺めても、一般事業所はあまり出てこないで、やはり事業所の協力というのは避難等に欠かせないのではないだろうか。一つ事業所の協力というのを入れていただきたい。あと2点ばかり申し上げたいのですが、55ページ、先ほど申し上げましたが、大都市における住民の避難というところですが、ここではですね、大都市の地域住民を避難させると、そこに住んでいる居住者を避難させるというようなことが書かれておりますが、例えば神奈川県から東京に遠距離通勤、通学している人が120万人いると聞いております。おそらく横浜にも他地域から遠距離通勤通学者が多数いると思います。防災の世界でいう帰宅困難者というわけですが、そういう帰宅困難者が、おそらく平日の昼間にこういう異常事態が生じたときには、帰宅困難者が多数発生する。そういう人たちのケアについてあまり具体的に書かれていない。これはやはり、1つの県ではできませんので、八都府市といいたしでしょうか、要するに相互の地域協力といいたしでしょうか、そういうもので、帰宅困難者が生じたときの対策、一般住民は地域の避難所、小中学校に避難するというのが通常ですが、帰宅困難者の場合には、避難先がありませんので、そのあたりから考えていかねばいけないということで、1つ項目を立てて、特に、神奈川県、大都市ということもありますので、帰宅困難者対策、帰宅困難者に対する避難とか、そういう項目をひとつ立てる必要があるかな、と思います。最後ですが、68ページに安否情報というのがあります。私の知っている限りではジュネーブ条約に、文言は正確でないかもしれませんが、人間はその近親者の運命を知る権利があるというような項目があって、その項目に沿って、国民保護法の中に安否情報という法律の項目を入れたと聞いております。防災の場合は、安否情報は何の法的根拠もなくやるわけですが、国民保護法の場合は、安否情報は法的根拠がしっかりあるということでありまして、それは、家族親族からの照会であって、実はこれに限ると、例えばマスコミからの照会とかひどい場合に

は債権者からの照会には答える必要はないと、つまり家族、家族といっても何親等まで家族というのか問題ありますけれど、要するに近親者からの問い合わせにのみ回答するというのが国民保護法の安否情報の趣旨でありますので、その辺をちょっと書き込んでいただきたいなと思います。

会長

廣井先生から、具体的な修正の必要点についてのご指摘をいただきました。事務局の方で、いまの3点について、どんな考え方で、修正の必要があるかどうか、そのあたりはどうですか。

事務局（清水安全防災局応急対策担当課長）

最初にいただきました国民保護措置に関する基本方針、資料5の4ページと5ページのところでございます。高齢者と障害者の配慮に係る範囲の記載振りでございますが、もう1つ関連で、国民の協力における消防団、自主防災組織等の並びの問題でございます。これについては、廣井委員からいただきました趣旨のとおりでございます。ただ、この計画につきましては、国民保護法並びに県の計画を作成するに当たりまして基礎としている国民の保護に関する基本指針に基づいて作成しているところでございますが、法並びに基本指針におきまして、このような表現振りになっておりますことをご理解いただければと思います。なお、ご指摘いただいたとおり私どもも考えておりますので、今後この2点につきましては、県でマニュアルを作成してまいります。こうした中で明確化させていただければと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

廣井委員

はい。

会長

事業所の協力というのは必要ですよね。この国民の協力の中の項目に、消防団及び自主防災組織の充実活性化、ボランティアの支援に努める、この中に事業所というのを入れた方がいいというので先生のご指摘ですよね。

廣井委員

はい。

会長

もし委員の皆さんでそういうコンセンサスが得られれば、それはできるのではないのでしょうか。

事務局（清水安全防災局応急対策担当課長）

一般の事業所につきましても、この計画案で対象としております国民の範疇に入っている認識でございます。それから資料5の24ページを関連でご説明いたします。5(3)のイのところに、県は、国民保護措置の協力等について企業に要請するというところはこちらに記載させていただいておりますので、こちらの方でいま御指摘いただいた点についてお答えしていきたいと考えております。

廣井委員

ただ、基本方針だから、基本方針というのはやっぱり、基本方針なので、ここでしっかりと一般事業所の協力を得ると、支援を得ることに努めるとはつきり書いた方がよろしいのではないかと私は思うのですが。

事務局（清水安全防災局応急対策担当課長）

それでは基本方針の方に、その点を付け加えてまいりたいと考えております。

会長

4ページの国民の協力の一番下の行あたりに、事業所への協力要請などを付け加えるということで、先生そんな形でよろしいですか。

廣井委員

はい。

会長

2点目が55ページの帰宅困難者対策、項を起こしたらどうかという点について事務局どうですか。考え方として。

事務局（清水安全防災局応急対策担当課長）

55ページのところでございます。避難の指示に際しての留意事項における地域特性の配慮という部分のイ大都市における住民の避難の3段落目にまたで始まる部分がございます。

会長

帰宅困難者について書いてあるのね。

事務局（清水安全防災局応急対策担当課長）

はい。こちらに、こうした大都市等における住民の避難において、発生が極めて高く予想される都市の住宅地において帰宅困難者及び滞留旅客が多数発生した場合について、県としても対応してまいりたいと記載してございまして、これにより対応してまいりたいと考えておるところでございます。

廣井委員

一般住民の避難というのは小中学校へ避難させて、災害救助法が適用されるかどうか分かりませんが、水食料は提供すると。ところが帰宅困難者の場合は、帰宅困難者のための避難所ってまずないですよね。災害の場合、水や食料を提供するシステムもできつつあるけれども、まだできていない。ということで、帰宅困難者、だいたい200万人近くいるかもしれない。そういう人たちに対する対策はおそらく神奈川県だけでは取れないと思うのですよ。東京都とか、要するに八都県市ですよね。防災対策で協定を結んでいる。そういう、行政区域を越えた協力というか計画というか、そういうのを作らなければいけ

ないということで、おのずと地域住民の避難と帰宅困難者に対する避難と違うのではないかな、対策が。だからこのイのところに、八とかなんとかして分けた方がいいんじゃないかと。

会長

今の廣井先生の、項を起こして、帰宅困難者は一般の地域住民の避難と違う意味での対応が必要だということで、起こすべきだと。どうですか。

事務局（清水安全防災局応急対策担当課長）

ご指摘のとおり、項を起こして対応できるようにしたいと思います。

会長

いま2点ございました。最初の4ページのところに一般事業所の協力というのを書き込むということと、55ページのところに帰宅困難者対策の項を起こしていくと。委員の先生方、こういう形のいま廣井先生ご提案の修正をしていく形でよろしいですか。

（異議なしの声）

会長

じゃあ、そういう形で事務局で修文をしてみてください。最後68ページ、安否情報のところで、親族というか身近な人のみという形にしないと、とって利用しようとする人もいるのではないかと、こういうご指摘だったと思いますが、この点については、まず事務局の方はいかがですか。安否情報の照会回答、個人情報の保護への配慮、この辺りなのでしょいかね。

廣井委員

そうですね。

会長

この辺りに何か表現を加えた方がいいのか、ということですね。

事務局（清水安全防災局応急対策担当課長）

計画書の69ページ、確認的ではございますけれども、3(2)に安否情報の回答につきまして記載してございます。その運用方針につきましては、国の方で整理がされ、全国統一的な運用が図られるということですが、アの2行目の後段のところ、当該照会が不当な目的によるものではなく、かつ云々ということで、照会のそうしたものの部分を限定的にしていこうということが記載しているところでございます。

廣井委員

安否を確認するとき、例えば、県に誰々の安否を知りたい、私は誰々の親族であると。そうすると親族照会を戸籍かなんかをとって、30分くらいでチェックして、それで本当にその人が親族だったら回答する、というのが正規の手続だと思うのですよ。その辺が、これだと、友人でも本人確認ができればオーケーだというようなことも読めるのですけれども、それはN T Tの安否情報の世界はそうなのだけれど、この法律の世界はちょっと違うと思うのですよ。ですから親族というのをどこかに入れておいた方が、これを読む人の誤解を招かないような気がするのですよ。

会長

今の廣井先生ご指摘の安否情報の提供につきまして、委員の先生方から何かご意見等ありますか。

（意見なし）

会長

廣井先生、例えば国の法律と整合を図らなきゃいけないと思うのですけどその部分と、また武力攻撃事態を受けて大混乱しているわけですけどね、友達を探したいという欲求も当然出てくるわけですよ。その場合に、あなたは親族じゃない、そんなことはできませんという措置も、規定しちゃうと取らなきゃいけなくなりますが。

廣井委員

そうなっちゃいますね。それはN T Tさんの災害用伝言ダイヤルは、友人とか親族、全部できますから、そちらにお願いします。

会長

なるほど。行政がお返しする場合には、きちっと範囲を決めておかないと、また変に悪用する人がいるのではないかと。こういう心配を防ぐためですね。

廣井委員

そうです。ただし、例えば横浜が壊滅的な打撃を受けて、何十万人、何百万人が被害を受けたときは、もう安否情報システムは作動しませんから、そのときはマスコミに情報を流して、マスコミに公示してもらうかもしれない、こんな風に考えております。

吉田哲彦委員代理

N H Kの吉田でございます。廣井先生にご質問なのですが、これはあくまでも行政に問い合わせして答える範囲の安否情報にこの部分では限られるということの理解でいいのでしょうか。

廣井委員

そうです。ですからマスコミが何々さんの生命はどうかと尋ねても答える必要はない。それは通常の、いままでの原則がありますよね、警察や病院にマスコミが尋ねて、氏名を明らかにする。いままでの原則と同じ原則でやると。

吉田哲彦委員代理

ですから報道の目的の分はまったく別の次元で対応していただくし、その範囲で取材報道していくという考え方ですか。

廣井委員

そうです。この法律ではそうなっているというのが消防庁の解釈です。

吉田哲彦委員代理

あともう1点ですけども、親族という場合に、どこら辺まで規定したらいいのかというのが難しいような気がします。

廣井委員

そこら辺はまだ決まっていませんで、同居の2親等なのか、3親等なのかとか、まだ決まっていないのです。

吉田哲彦委員代理

例えば、一人暮らしのお年寄りで、もう子どもさんもいなくて、若干遠い親戚の人しかいないというケースも想定されますよね。そこら辺も包含して考えていかなければいけないということになってくるのでしょうか。

廣井委員

たぶんはおそらくそれは可能になってくるのではないかと思うのですけれども。

吉田哲彦委員代理

わかりました。ありがとうございます。

会長

先生。国からこういう提示が入るのですかね。

廣井委員

いや。今ですね。実は、安否情報をどのように収集して、提供するかという委員会を消防庁でやっていまして、たまたま私が議長でやっているのです。それで、安否情報システムのコンピューターシステムも本年度予算で政府原案では入っているのです。ですからハードは18年度で整うと。問題はソフトで、親族といっても、どの辺の親族なのかとか、いちいち戸籍の原本まで確かめてやるのは大変だから、免許証くらいでなんとかオーケーしようとかか、それから一番のポイントは、例えば横浜に住んでいる人が東京にいて、東京で変な事態が起こったといったときに、横浜市役所に尋ねてもわかりませんよね。そういうことがありますので、市町村に尋ねても都道府県に尋ねても、国の総務省に尋ねても、同じ結果が帰ってくるような共通サーバーを作るのです。今のところそんな方向で進んでいると。

会長

その場合は、国でソフトの面も規定してもらわないと。県が勝手に親族の定義なんかしちゃうといけませんよね。

廣井委員

できないと思います。

会長

国が決まり次第、併せてこちらにも規定するのが順番としてはそうですね。

先生のお話だと、国も最終的な議論をしているそうだから、それができ次第、その規定を組み込んでいく、そういう形でいいのではないかと思います。それでどうでしょうか。

事務局（清水安全防災局応急対策担当課長）

今後、具体的に、そういう内容が決定してこようかと思いますが、具体の点については、安否情報に係る県の対応のマニュアルとか、そうした点でさらに明確化したいと、このように考えております。

廣井委員

この保護計画案に基づいて、いろんなマニュアルを作るわけですよ。避難マニュアルとか、救援マニュアルとか、安否情報マニュアルとか、その辺で固めてよろしいのではないかと思います。

会長

じゃあ、この安否情報の件は、必要ならば今後国が規定した際に直していくし、あるいは、マニュアル等で対応できると思うので、きちっと現場が混乱しないような基準を作るという方向で対応するというところで委員の先生方よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

会長

それでは、前半の2点、帰宅困難者と事業者の協力、これはどうしますか。修文してもう一度委員の先生に照会するか、ここでいま修文しますか。

事務局（清水安全防災局応急対策担当課長）

会長に一任していただければと思います。

会長

2点修文の方向を決定いただきましたので、廣井先生のご意見中心に皆さんからご承認いただいた内容できちっと修文しますので、会長のほうに一任をさせていただいて、2点修文をするということで、この計画案についてご承認をいただくという形で皆さんよろしいですか。

（異議なしの声）

会長

ありがとうございました。皆さんから貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。それでは神奈川県国民保護計画につきましては、諮問を受けた計画案を、2点の修文については私に一任ということで、計画案を適当と認め、その旨答申を行うということで皆様よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

会長

ありがとうございました。異議がないようでございますので、本件につきましては、そのようにさせていただきます。なお、答申の文案につきましては、会長に一任をしていただく、ということでしょうか。

(異議なしの声)

会長

ありがとうございます。本日の会議で用意いたしました議題は以上でございますが、関係機関の皆様が一堂に会する折角の機会でございますので、国民保護全般についてどんなご意見でも結構でございます。もし皆様の方から、何かこの際一言というご発言がございましたら、よろしくお願いをしたいと思います。

堀委員

神奈川中央交通でございます。私どもは、指定公共機関といたしまして、また昨年10月に社団法人神奈川県バス協会が指定地方公共機関に指定されたというような中で、さらにその上部団体でございます日本バス協会とも連携し、現在業務計画を作成中でございます。作成に当たりましては、輸送力の確定等について、関係機関とよく連携してまいりたいと思っております。報告ということでよろしくお願いをいたします。以上でございます。

会長

ご協力よろしくお願いをいたします。他にはございませんでしょうか。

吉田哲彦委員代理

NHKの吉田でございます。このあと各市町村で具体的な計画案をまとめられる段階に入ってくると思いますけれども、一部市町村の方から私どもに意見を求められることもあろうかと思いますが、物理的にすべての市町村の委員を兼任することはできませんけれども、その場その場で、意見については各市町村の計画の段階でも、報道機関としての意見を求められれば、積極的に意見を言っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

会長

今後、市町村の計画策定に入りますけれども、皆様のご協力よろしくお願いをいたします。他にございますでしょうか。

小澤委員代理

まだ計画は案の段階なので気が早いと言われるかもしれませんが、今後、この計画をどのようにしていくかということが大切だと思います。その中でやはり訓練ということをやっておかないと、この計画もただの紙の山になってしまうと思います。今後どうやって訓練していくかということを決めていただきたいと思います。

会長

いま自衛隊の方からお話ありましたとおり、確かに訓練というのがたいへん重要になってくると思います。市民の皆様がこの必要性を理解してもらおうという意味でもですね。市町村の計画もできましたら、今後県も随時、訓練のあり方についても自衛隊の皆さんにご相談申し上げますのでよろしくお願いをいたします。他にございますか。

(意見なし)

会長

他にご意見等もないようでございますので、これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。本日の会議の運営につきまして、皆様から大変なご協力をいただきましたことを心から感謝を申し上げます。それでは、進行を司会の方に返します。よろしくお願いを申し上げます。

司会（酒井安全防災局副局長）

それでは、これをもちまして、本日の協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

以上

[トップページに戻る](#)

神奈川県